



全国の大学等の遺伝資源利用研究をサポートします！
大学等の名古屋議定書対応体制の構築支援
 国立遺伝学研究所知的財産室 **ABS 学術対策チーム**

www.idenshigen.jp
 abs@nig.ac.jp

当チームの取り組み

1. ABS 出張セミナーの開催

ご希望の学術機関はご連絡をお待ちしております。(無料)

2. 学術シンポジウムの開催

海外・国内から ABS 専門家によるワークショップ・シンポジウムの開催。
 12月12日(金)開催予定
 「分類学施設の名古屋議定書の対応に関する日欧豪ワークショップ」

3. ABS 講習会の開催

ABS 専門家育成のため、毎月1回開催。受講者随時募集。

4. 相談窓口

研究のために海外から入手した遺伝資源の取り扱いについて個別相談。* 秘密厳守 *

5. メーリングリストの運営

国内外の生物多様性条約に関する情報を毎週お送りしています。

<http://np-iken.sakuraweb.com/maillinglist.html>

名古屋議定書

2014年10月12日に発効

研究で利用する動物・植物・微生物は、遺伝資源です

海外遺伝資源の取り扱いにより一層の注意をして下さい

提供国の主権的権利

遺伝資源は保有する国の財産であり、主権的権利がある
 遺伝資源の取得を決める権限は存する国の政府に属する

提供国
 ナショナルフォーカルポイント
 ↓
 ABS 関連窓口部署
 (政府機関内に設置)



ABS クリアリングハウス
 PIC 情報交換

PIC + MAT の取得

PIC(Prior Informed Consent): 事前の情報に基づく提供国政府当局からの許可書
 MAT(Mutual Agree Term):s 相互に合意する条件 (アクセスと利益配分契約)

利益配分

利益配分

(学術利用研究に成果から生ずる非金銭的利益とは)

- ・ 研究開発成果の共有 (論文、研究発表など)
- ・ 提供国内でのバイオテクノロジー研究活動への共同、協力及び貢献
- ・ 遺伝資源を利用、または生物多様性の保全と持続可能な利用に関する知識・技術の移転
- ・ 科学情報、データベースへのアクセス許可 等

利用国

チェックポイントの設置



- ・ PIC / 遺伝資源の利用についてモニタリング
 政府機関内に設置予定
 →ABS クリアリングハウスに
 適宜情報提供

Q & A

Q. 組織として対応すべき部署は？

A. 大学組織における対応は、大学の体制によっても異なりますが、大学側が想定している担当部署は、現在 MTA を扱っている部署や担当者が将来受け持つ想定をしている大学が多く、大学の研究支援部門、URA 部門が対応することになると考えられます。

Q. 条約までに取得したもので、成果が条約後であるものは議定書に縛られないと考えてよいのか？

A.1993年12月以前に入手し、利用したものであれば条約の対象外です。ただし、1993年以前に入手した証拠を保管すべきです。

Q. 名古屋議定書発効が決定した現時点ではどの程度の対応を大学側は行えばよいのか？

A. 既に、1993年12月に生物多様性条約が発効しボン・ガイドラインが公表されていることなどから条約国にはそれに従い、さらに提供国の法律・規則がある場合にはそれに基づき PIC/MAT を設定した上で遺伝資源を取得する必要があります。

Q. 日本の国内措置の現状は？

A. 日本における国内措置の開始時期は現状未定ですが、日本の国内措置が決まらない場合でも、提供国の法制度は整備されていくため、研究者としては、現在のうちから、PIC/MAT を取得することを確実に行って頂きたいと思えます。

日本の学術機関が行うべきこと

- ① 提供国における遺伝資源の持ち出しに関する法令等のルールを事前に確認する
- ② 遺伝資源へのアクセスと利益に関し相互の合意する条件について当事者間で交渉し、契約内容には最新の注意を払う
- ③ 留学生が来日する際に海外から遺伝資源を持ち込む行為も相手国における遺伝資源の持ち出しの規制対象となる可能性に注意する

*1993年(生物多様性条約発効)以降に収集された第三者移転も含めた遺伝資源の取り扱いを明確にする！